富山県警察本部告示第　　４０　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　８　年　１１　月　１６　日

富山県警察本部長　　崎 山　　慶

１　聴聞の期日
令和　８年　１１月　２５日

２　聴聞の場所
富山県富山市高島６２番地１
富山県警察本部交通部運転免許センター　２階　聴聞室

富山県警察本部告示第　40　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 11 月 16 日

富山県警察本部長　　崎 山　慶

１　聴聞の期日
　令和　８年　１１月　２５日

２　聴聞の場所
　富山県富山市高島６２番地１
　富山県警察本部交通部運転免許センター　２階　聴聞室